

## 重度心身障がい者・ ひとり親家庭等

## 医療費受給者証の申請について

受給者証の有効期間満了日が近づいてきました。本年度の申請対象者には6月上旬に申請書を送付しますので、内容を確認の上、申請してください。

なお、所得制限により非該当となった中学生以下のお子さんは「子ども医療費助成制度」の対象となります。

### ■対象者

(親権者または生計維持者の所得制限があります。)

#### 【重度心身障がい者】

- ①身体障害者手帳1級から3級(3級は内部障害に限る)をお持ちの方
  - ②療育手帳A判定をお持ちの方
  - ③精神保健福祉手帳1級か2級をお持ちの方
- ※2級の方は入院のみ助成

#### 【ひとり親家庭等】

- ①ひとり親家庭の18歳未満(※)のお子さんと、その父または母
  - ②両親の死亡または行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満(※)のお子さん
- ※進学・未就労等により扶養されている場合は20歳未満となります。

### ■助成後の医療費負担(保険診療分)

- ・中学生以下のお子さん 無料
- ・住民税非課税世帯の方 初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)のみ
- ・住民税課税世帯の方 総医療費の1割(月額限度額 入院57,600円、通院18,000円)

### ■申請期限

6月25日(金)まで

(期限内に申請された方には、7月中に新しい受給者証をお送りします。)

### ■申請先 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所

問合せ/後期高齢者・医療給付担当  
(内線1242・1243)

## 子ども医療費受給者証の更新について

受給者証の有効期間満了日が近づいてきました。現在受給者証をお持ちの方には、7月末までに新しい受給者証を送付します。なお、中学生の方は有効期間が中学校卒業までとなり、そのまま引き続き使用できることから、送付しませんので受給者証を誤って破棄しないようご注意ください。

### ■新規で受給者証の交付を希望する方へ

今までに申請されていない方で、受給者証の交付を希望される方は下記申請先で手続きをしてください。

### ■申請先 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所

問合せ/後期高齢者・医療給付担当  
(内線1242・1243)



## 別海町 消費生活モニター のご紹介

町民の消費生活に関する意見、要望等の把握や生活物資の流通、物価の動向等の調査を目的に、7名の別海町消費生活モニターが活躍しています。

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や要望等がありましたら、お住まいの地域担当モニターまでご連絡ください。

### ■各地域の消費生活モニター

- 小 板 順 子 さん TEL75-8004 (本別海、走古丹)
- 山 本 都己子 さん TEL0153-86-2055 (尾岱沼、床丹)
- 松 木 慶 子 さん TEL75-0301 (別海、中西別、上風連、奥行)
- 伊 沢 うめ子 さん TEL75-3352 (別海、中西別、上風連、奥行)
- 小野寺 幸 江 さん TEL76-2470 (中春別、豊原、美原)
- 佐 藤 純 子 さん TEL75-6996 (上春別)
- 伊 勢 有 理 さん TEL77-2637 (西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別)

### ■消費生活モニターによる苦情・要望の受付期間 令和4年3月31日まで

問合せ/町民生活担当 (内線1213)





## ごみの不法投棄が多発しています

本町では、例年、悪質なごみの不法投棄が多数確認されています。その多くは、家電製品や家庭ごみですが、中には産業廃棄物の不法投棄も確認されています。

不法投棄は美観を損なうだけでなく、悪臭や汚水による自然環境への深刻な影響を与え、さらには火災などが発生する危険もあります。

町民の皆さんと行政が一体となって「地域の目」で監視し、不法投棄を撲滅しましょう。

不法投棄をした場合、  
個人は5年以下の懲役もしくは  
1千万円以下の罰金、  
法人は3億円以下の罰金が科されます。  
不法投棄は絶対にしないでください。

不法投棄を発見した場合は、下記担当または警察へご連絡ください。

### ■連絡時に教えていただきたいこと

発見日時、発見場所、投棄物、行為者の特徴、車両ナンバー等

問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

## し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ



7月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに、お申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

### ■申込み

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

役場町民課窓口、各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

## 消費者ホットライン188とは？



消費者庁  
消費者ホットライン188  
イメージキャラクター  
「イヤヤン」

消費者ホットライン188（局番なし）は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内し、相談の最初の一步をお手伝いするもので、本町の場合は、町の消費生活相談窓口である役場町民課につながります。

「悪質商法等による被害にあった」「お試し購入のはずが定期購入契約になっていた」などの消費者トラブルで困ったときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188（いやや！）」にご相談ください。相談員がトラブル解決を支援します。

問合せ／町民生活担当（内線1213）

## 合併処理浄化槽設置希望者の募集と補助限度額の変更について

令和3年度の合併処理浄化槽設置の申し込みについて、予定基数に達していないため、随時受け付けています。予定基数に達した場合は、受け付けを終了させていただきますので、ご了承ください。

また、補助金の限度額は、右表のとおり決定しました。広報4月号に掲載されている金額から変更していますので、ご確認ください。

## 上下水道課から

### ■補助金の限度額

人槽	金額
5人槽	1,160,000円
7人槽	1,380,000円
10人槽	1,720,000円

問合せ／事業・維持担当（内線4519）